



第165号

発行所 大阪府危険物品協会連合会  
 発行人 田宮興策  
 大阪市西区西長堀北通1丁目  
 四つ橋ビル8階  
 TEL (531) 9717, 5910  
 定価 1部 20円

## 大阪府甲種、乙種第4類危険物取扱主任者試験

10月24、25、26、28、31日に実施

商工会館、アベノ区役所など4試験場で

大阪府では、本年度第3回目の危険物取扱主任者試験を10月24日から5日間に亘り、大阪府商工会館外3会場で別掲のとおり実施する。

今回行われるのは甲種及び乙種4類で、合格発表は11月8日の予定。

試験場及び試験日の組合せは次表のとおりで、受験申請時定員内において、選択することができ、定員に達すると締め切られ、受験者が予定数を超えるときは、表以外の日時、場所を指定されることがある。

なお、受験申請後の変更は認められない。

願書の受け付けは、10月17日、18日、19日の3日間で、府庁府民相談室で行われる。

			24 (火)	25 (水)	26 (木)	28 (土)	31 (火)
乙 種	工業奨励館	午前	○	○	○	○	
		午後	○	○	○		
4 類	アベノ 区役所	午前	○	○	○		
		午後	○	○	○		
甲種	商工会館	午前				○	○
		午後				○	○
農林会館		午前				○	
		午後					○

[時間] 甲種……9時30分～12時

乙種……{ 午前10時～12時  
午後13時30分～15時30分

準備講習は次のとおりで、甲種1回、乙種6回が行われ  
受講申込みは9月26日から30日まで大阪府危険物品協会事務局で受けられる。

## 日時及び会場

期	講習日	時間	会場
甲	10月11日(水)	9時30分～	大阪市立(森ノ宮)労働会館
	10月12日(木)	4時	〔環状線森ノ宮駅〕
	10月17日(火)		
乙1	10月14日(土)	9時30分～	堺市民会館
	10月19日(木)	4時	〔堺東駅、又は宿院駅〕
乙2	10月5日(木)	9時30分～	大阪府商工会館講堂
	10月7日(土)	4時	〔本町4丁目〕
乙3	10月6日(金)	9時30分～	大阪市立(森ノ宮)労働会館
	10月13日(金)	4時	〔環状線森ノ宮駅〕
乙4	10月11日(水)	9時30分～	大阪市立(森ノ宮)労働会館
	10月17日(火)	4時	〔環状線森ノ宮駅〕
乙5	10月12日(木)	9時30分～	大阪市立(森ノ宮)労働会館
	10月18日(水)	4時	〔環状線森ノ宮駅〕
乙6	10月7日(土)	5時30分～	大阪府商工会館講堂
	10月9日(月) (夜)	8時30分	〔本町4丁目〕
	10月11日(水) 10月13日(金)		

## 目 次

主任者試験	1
灯油販売について	2
プロセスの安全指針	5
質疑応答	7
各地だより	8

# 灯油販売について

米谷安全係長にきく

◆…大阪市消防局指導課安全係長

米谷重雄氏

◆…さきて／松村光惟

灯油販売は、石油ストーブ等の著しい普及により、近年その消費者数及び消費量が急激に増加し、それに伴い石油店は勿論、薪炭商等小規模販売店が増え、現行危険物規制基準とは、およそかけはなれた立地条件にあり、いきおい小量取扱場を設置して、相当量の油類を保有するという非合法的なことが行われている現状である。

そこで消防庁では、この事態と、灯油販売の火災予防上の諸点を勘案し、40年の法改正時に灯油を屋外貯蔵所貯蔵品目に加えるとともに、給油取扱所に隣接する灯油専用一般取扱所の運用基準（既報）を通達して緩和し、さらに本年に入り建築物外に設ける販売取扱所、建築物外に設ける小口詰替専用の一般取扱所運用基準を通達し、市街地における灯油小口販売用施設の基準を大巾に緩和した。

一方大阪市ではこの基準を検討していたが、過密都市の性格から一部修正 9月1日より実施となったが、運用基準通達の中には疑義が多く、業界からもいろいろ質問がでているので、これらをまとめて米谷安全係長にお聞きすることにした。

〔注〕これらの運用基準の呼び名が長いので、対談内容では「建築物外に設ける販売取扱所の設置に関する運用基準」（既報）を販売基準「建築物外に設ける小口詰替専用の一般取扱所の設置に関する運用基準」（既報）を小口詰替基準と、又両方の基準という場合は両運用基準と呼ぶことにした。

松村 本日はお忙しいところをどうも。灯油販売についての施設、取扱い基準について、おうかがいしたいと思います。このたびの販売基準、小口詰替基準は政令の基準を大巾に緩和しているようですが、具体的にその要点を御説明願いましょう。

米谷 先ず販売基準の方では、政令第18条の販売取扱所では外の用途に用いられる部分との隔壁を耐火構造にしなければならないを防火上有効なへいとしている点、販売取扱所は建築物の一階に設置しなければならないを空地で販売ができる点などです。小口詰替基準では、当該施設の周囲に3mなり5mの空地及び政令第9条第1号の住宅、病院、学校等からの保安距離をとらなくともよいこと、指定数量の10倍以上を取扱う場合の避雷設備、第4種即ち大型消火器等の設置を必要としないこと等が主なもので、特に保有空地、保安距離という点では全く大きな特例だと考えます。

松村 それでは、先ず販売基準の方からいきますと、販売取扱所では配合室で危険物を配合する以外は、容器から容器への詰替え等の作業はしてはならないと規定されていますが、今度の運用基準では詰替えができるようですが。

米谷 そのとおりです。販売基準では、屋外貯蔵所に貯蔵できるもの、すなわち、第2石油類（灯油を含む）、松根油、しょうのう油、テレピン油、第3石油類、動植物油類に限り、建築物外の販売取扱所を設けることがで

## 一流メーカー品ばかりそろう

ヤマト式消火器

能美式自動火災警報設備

サンヨー式誘導灯

斎田式避難器具

本社 大阪市北区空心町1-5 電 (351) 9651  
 大阪営業所 大阪市東成区大今里南之町 電 (971) 5636  
 堺営業所 堺市大浜北町2-62 電 (2) 3562  
 西野田営業所 大阪市福島区茶園町128 電 (461) 3163



真弓興業株式会社

き、そして、これらのものは従来の屋内販売取扱所も含めて詰替えができるようになりました。

もちろん、これら以外のガソリンやアルコール類等は、詰替作業することはできません。

**松村** 販売基準又は、小口詰替基準には共に、当該施設には、業務上不可欠である場合に限り屋根、柱等を不燃材料で造った上屋等の設置を認めるとなっています。建築物を含んだものを設置申請して許可されますか。

**米谷** 両運用基準では上屋等となっていますが、建築基準法では、駅のプラットホームに造られた上屋以外のものは建築物となりますので、通常上屋と称するものを設けることはできません。従って移動可能な上屋又は雨よけ日よけ程度のものを両運用基準の上屋等であると考えてもらいたい。

**松村** 両運用基準では当該施設の周囲には、不燃材料で造った防火上有効なへいとなっていますが、へいの高さは規定されていません。また延焼のおそれある建築物とありますか、どのようなものをいうのですか。

**米谷** へいの高さは、給油取扱所のへいの高さと考えておりますので、通常の場合2mの高さと考えています。

また延焼のおそれある建築物とは、建築基準法にいう。

延焼のおそれあるものと解釈されたい。即ち、平家建の場合3m、平家建以外の場合5m以内にある建築物で外壁が耐火構造以外のものということで、これらに面するへいは構造を耐火構造とし、防火上有効な高さ、即ち、建築物の軒高以上の高さとすることを要求しているものと解釈します。ただし、建築物の高さが余り高い場合は、へいをその高さにすることが困難であるので、建築物の外壁を防火構造以上とすることをもって足りることもある。この際、当外施設に面する外壁のみではなく、当該施設から3m又は、5m以内にある建築物の外壁について防火構造以上の構造とする必要があります。

**松村** 小口詰替基準で例えば、地下タンクを設ける場合の危険物の保有量は、指定数量の20倍以下であると限定されていますが、毎日タンクローリーで灯油を補充することが困難なときは、当該施設以外に地下タンク貯蔵所又は、屋外タンク貯蔵所の許可を受け、それらのタンクから、当該

専用タンクに配管しておいて、逐次補充するような施設の設置は可能でしょうか。

**米谷** 小口詰替基準では危険物の保有量を限定しているので、他の危険物施設から配管等により逐次補充するようなことは、本基準の主旨に合わないものと判断されます。

**松村** 前質問の場合、詰替え作業による危険物の取扱数量が、本運用基準の枠内であってもいけないものですか。

**米谷** 小口詰替基準は危険物の保有量をもって規制しているので、詰替えに伴う危険物の数量とは無関係なものと考えます。

**松村** 小口詰替基準の(2)に危険物の保有量は、地下タンク以外にあっては、指定数量の3倍以下、地下タンクにあっては指定数量の20倍以下であることになっているが、同一施設で地下タンク及び地下タンク以外の設備、即ち、容器又は簡易タンクを共に設置することができますか。またこの場合の危険物の保有量は、指定数量の20倍以下とすべきか、それとも指定数量の23倍、ということは地下タンクの保有量20倍と地下タンク以外の保有量3倍とを合計したものと考えてさしつかえありませんか。

**米谷** 小口詰替基準では、地下タンクとその他の設備との併設を禁止する旨の明文はないので、これらを併設することを妨げない。この場合の危険物保有量の限界は指定数量の $20+3=23$ 倍以下としてさしつかえないということです。

**松村** 質問の主旨が外れているかもしれません、給油取扱所に隣接する灯油専用一般取扱所の場合もたしか危険物の保有量は、地上にあつては指定数量の3倍以下、地下にあっては指定数量の20倍以下であることとなっているので、もし地上施設(油庫)と地下施設(地下タンク)とを併設することが可能であり、この場合の危険物保有量の最大は指定数量の23倍としてよろしいか。

このことについては、さきに併設は認められないと聞いていますか……。

**米谷** おっしゃるとおりで、今まででは給油取扱所に隣接する灯油専用一般取扱所には地下タンクを設けた場合、更に油庫による灯油の取扱は認めない方針で指導してきました。

## あらゆる消防設備・設計・施工

斎田式救助袋

三洋式誘導標識灯

自動火災報知設備

各種の  
消  
火  
器  
一  
器  
普  
通

ケミカルホース  
炭酸ガス  
エアホーム  
消火装置

株式会社  
三和商会  
斎田式救助袋  
代理店  
日本マドライ式  
近畿地区  
代理店  
TELE大阪(43)二四五五六九  
大阪市西区江戸堀北通二丁目八

したが、これは、運用基準中「なお書」に「本運用基準の適用は、一の給油取扱所について一の灯油専用の一般取扱所を隣接して設ける場合に限るものとする。」と規定しているため、油庫と地下タンクによるものと同時に許可するわけにいかないという考えをもっていたのですが、油庫と地下タンクとを一の一般取扱所と考えた場合、運用基準のなお書には抵触しないものと解釈できるので、今後は、小口詰替基準の運用と同様に扱いたい。

危険物的最大取扱量とはもちろん指定数量の23倍までとする。ただし、一つの灯油専用一般取扱所と解釈するため、例えば、油庫は給油事務所にくっつけて、地下タンクによるものは、その反対側にというように別々のものとなっては許可されません。

松村 先程小口詰替基準による一般取扱所の外に、別の地下タンク貯蔵所を設けて、逐次配管により危険物を移送することは認められないということでしたが、それでは、小口詰替の一般取扱所を同一敷地内に2以上設置することはかまいませんか。

米谷 最初に申しておりますとおり、これらの運用基準は、政令基準を大幅に緩和しておりますのでこの基準の危険物保有量を超過する施設ができることは、火災予防上好ましくありませんので、2以上の取扱所を同一敷地内に設置することは認められません。

松村 それでは販売基準による販売取扱所と、小口詰替基準による一般取扱所を同一敷地内に設置することはどうでしょうか。

米谷 それはもちろん設置することができます。できるというよりはむしろ、そうすることが灯油販売の一般的な姿だと考えます。ということは、一般取扱所及び販売取扱所は小口詰替専用の作業場である。もし灯油販売をこの一般取扱所の設置のみで行う場合、需要者すなわち客がこの一般取扱所に入出することとなります。ところが政令第24条第3号に製造所等では、係員以外の者をみだりに入出させないこととなっており、一般取扱所の設置目的からして、客の出入は係員以外のみだり出入と見做されることとなる。この点販売取扱所も当然製造所等の

範疇に入るのであるが、設置目的からみて、客の出入はみだり出入とはならない。したがって、灯油販売の場合一般取扱所において詰替、小分け作業をし、これを販売取扱所で販売することが理想の姿であるといえましょう。このことから、一般取扱所を設置するだけで灯油の小売をする場合、一般取扱所で小分けしたものを例えれば、薪炭類の売場まで一括り運び販売するのが、そのたてまえとなる点心掛けるべきでしょう。

松村 小口詰替基準で地下タンクに接続する注油設備（計量器）のホースの長さは限定されていますが、簡易タンクの場合はどうでしょうか。

米谷 簡易貯蔵タンクを設けてこれに計量器なり、注油ホースを設備する場合、簡易タンク貯蔵所の規制を準用することとなり、政令第14条第9号に簡易貯蔵タンクに給油のための設備を設ける場合は、第17条第7号の給油取扱所の固定給油設備の例によれとあります。注油設備と給油設備はその目的は異りますが、一応これを準用することとなると考えますので、ホースの長さは3m以下に制限され、その3m以下のホースでもなお、当該施設の敷地からはみだす場合は、当然地下タンク同様に指導されることとなるでしょう。

松村 この屋外施設の場合、建築基準法第49条との関係、即ち、用途地域制による業態制限は受けるでしょうか。

米谷 建築局との話合はしておりませんが、屋外施設ですので少なくとも、単独の施設の場合、建築物がないので関係はないでしょうか。ただし、他に危険物施設を有する建築物が存在する場合で、この施設ができるために制限数量を超過するときは問題となることも考えられますが、地下タンクに保有することからいって、あまり問題になるケースは事実上で起こらないのではないかと予測しておりますが……。

いずれにしてもこの運用基準はいわゆる小口販売用の便法であって、貯蔵、取扱いの施設は原則として政令2条でいう貯蔵所や一般取扱所である、ということを認識してやってもらいたいと思います。

松村 いろいろどうもありがとうございました。

## 消防ポンプから家庭用消火器まで！ 消防機器の総合メーカー



梯子消防車  
消防ポンプ車  
保険付消火器  
クレーン車

**森田ポンプ株式会社**  
本社 大阪市生野区腹見町2の33  
TEL (751) 1351  
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡



## プロセスの安全指針(その4)

上原陽一訳

## 2. 推奨できる最小限の予防法と防護法

これらは方法は、火災や爆発のおこり易さと程度に応じて適用しなければならない。方法の多くは、客観的に評価するのが非常にむつかしいので、その結果として、すべての方法が論義の対象と考えられる。方法の大部分は当然防護的なものが多くなる。すなわち、一旦火災や爆発が起ったときに、損害をできるだけ少なくする事が必要である。

## 火災爆発指標範囲の定義

推奨できる最小限の防護法は、火災爆発指標の大きさによって、次の4つの範囲に分けて適用する。

## A. 火災爆発指標20以下

この場合、低引火性または爆発しやすさの低い物質を取り扱うプロセスをカバーする。プロセス条件は温和である。火災が起る確率は僅かだし、起っても容易に消火できる。損害も軽微ですむ。この範囲は、火災爆発指標の低い範囲に関するものである。

## B. 火災爆発指標20~40

これは中程度から高程度の引火性または中程度の爆発のしやすさを有する物質を取り扱うプロセスをカバーする。取扱物質は中程度の危険性をもち、火災が起れば消火は困難となり、幾分かの損害を与えることになる。この範囲は、中程度の火災爆発指標範囲に関するものである。

\* 消防庁消防研究所

## C. 火災爆発指標40~90

これは中程度から高程度の可燃性または同程度の爆発のしやすさをもつ物質を取り扱うプロセスをカバーする。取扱物質の高度に反応的であり、プロセス条件も中程度から危険なものに及ぶ。もし火災が発生すれば、消火は困難となり、かなりの損害を招くことになる。爆発の可能性は、ふつうには爆発性だと考えられない物質を取り扱っているときにもありうる。この範囲は高い火災爆発指標範囲に関するものである。

## D. 火災爆発指標90以上

これは指標40~90に非常によく似たプロセスをカバーする。しかし、指標が大きくなると危険も大きくなる。この範囲のものに対して推奨できる方法は、一般に指標40~90のものと同じである。ただし、極度に危険なためもつと厳重に適用される筈である。また第1表にアウトラインだけ示した基本となる方法をこえる可能性もある。すなわち、容器はずっと大きい安全のための因子を考えてつくられ、製作中に入念な検査を受け、より多くのそしてより大きな緊急放出装置を設ける等である。正常なプロセス制御に対して、二重にバックアップした装置とするのが当然のこととなる。警報設備はもっと強力に設置を要求される。この範囲は、非常に高度な火災爆発指標範囲に関するものである。

火災爆発指標範囲はある程度重なり合うことがある。あるユニットの火災爆発指標が範囲の境界に5点以内あるときは、一つ上の指標範囲で方法を考えるべきで、一つ下の範囲の方法を適用するのは推奨できない。たとえば、あるユニットの指標が18なら、20~40の範囲の方法のいくつかを適用した方がよい。反対にあるユニットの指標が22のときには、20~40の範囲の方法のうち幾つかだけを適用すべきではない。

## 火災および爆発の分類

第2表での方法の選び方は、指標や一般的危険性には基づいていない。第2表に用いた危険性のタイプは、グル

株式会社  
スタンダード石油大阪発売所



取締役社長 松村喜美  
 本社 大阪市西区御4丁目70番地  
 TEL (443) - 1271 (代表)  
 桜島油槽所 大阪市此花区梅町2の8  
 TEL (461) 7186  
 L.P.G長柄充填工場大阪市大淀区長柄東通93-39  
 TEL (928) 5788 (351) 1752-5044

【サービスステーション・電話】											
道頓堀	堀(27)5747	南堀江	(50)6325	豊中本町	(52)1677	蒲生	(33)4893	千里	(34)4220		
松島	島(31)3097	三	(39)1290	生國	(33)8150	新	(31)3455	粉川町			
空心	町(28)3988	三	(33)1270	飯	(43)270	玉	(30)1765				
帝塚	山(22)6070	小	(21)6849	両替	(21)2706	田(31)0084	海老江	(31)6890	箕面		
長居	居(30)9225	豊中セントラル	(53)2595	高井							
				給油所	他53カ所						

プ1火災、グループ2火災および爆発、グループ3火災をともなう爆発、グループ4爆発として分類される。あるユニットが先ず火災危険を有するか、爆発危険を有するかはふつう火災爆発指數を決定したときに分る。しかし、ユニットによっては、ほとんど同じ程度の火災および爆発危険を示すこともある。以下各グループについて詳述する。

#### グループ1 火災

火災はユニットにおける危険性の基礎となるものである。爆発は爆発範囲に集積されたかなりな量の蒸気と関連して起る。もし指數を決定するのに、爆発分解のしやすさを示す因子2-C、爆発のおこしやすさをあらわす因子2-D、爆発範囲内および近傍での操作に関する因子4-Fまたは平均爆発危険よりももっと大きな危険に関する因子4-Hが適用されないなら、ユニットは先ず火災危険を表わすことになる。

#### グループ2 火災および爆発

火災および爆発は両者ともあきらかな危険を表わす。一方は災害のはじまりとなり、他方は一方がはじまった後に起りうる。

例：エチレンオキサイドの精製

#### グループ3 火災をともなう爆発

爆発は危険の最たるものなので、災害を招くのは当然である。爆発後に存在する可燃性物質の量は、結果として火災をひきおこすのに十分である。例：可燃物と連結している分圧1.4kg/cm<sup>2</sup>以上のアセチレンガスの取扱。

#### グループ4 爆発

爆発とはユニットにおける危険のみを表わす。爆発の前後に存在する可燃性物質の量は、火災をひきおこすのに十分でない。もし火災爆発指數を決定するときに、爆発分解のおこしやすさの目安になる2-Cおよび爆ゴウのおこしやすさを表わす2-Dを適用したのなら、ユニットは基本的に爆発危険を表わすことになる。

例 分圧1.4kg/cm<sup>2</sup>以上のアセチレンガスの取扱

第1表および第3表（後出）にあげた方法は、ユニットで危険を示す上記の分類にかかわらず適用する。

#### 最近の通達

岡山県より消防庁に照会されていた  
屋外タンクの水張水圧検査の区分について、このほど消防庁予防課より次のとおり回答があつた。

#### 危険物屋外タンクの水張、水圧検査の区分について

このことについて、執務上下記の点に疑義が生じましたのでご教示願います。

#### 記

1. 危険物の規制に関する規則第20条によると、圧力タンク以外のタンクに設ける通気管は無弁、大気弁付とするように規制され、大気弁付通気管の作動圧力は水高圧力100mm以下の中差で作動できるものとなっているので、水高圧力100mm以上で作動するものについては加圧タンクとし水圧検査を実施し、水圧検査手数料を徴収してよいか。
2. 最近製品の品質保持、災害防止のため水高圧力(+)  
200mm～(+)  
1,000mmで窒素シールするタンクが増大しているが、これも1同様に考えてよいか。  
なお、水圧検査水圧検査の別の根拠法令は何によればよいか。
3. 危険物の規制に関する規則第20条第1項第2号の圧力差とは、次のうちいずれにもとづけばよいか。  
(イ) 標準気圧の状態で水高水圧(+)  
側に100mm又は(-)  
側に100mm以下か。  
(ロ) 標準気圧の状態で水高圧力(+)(-)の差が100mm  
以下か。

1月25日付地第1249号をもって照会のあった標記については、下記のとおり回答する。

#### 記

1及び2、水柱100mmをこえる圧力がかかるタンクは圧力タンクとしての規制を受け、その検査の技術基準は、危険物の規制に関する政令第11条第4号に定めるタンクの試験基準による。

3(ロ)お見込みのとおり。



いま話題の

ABC粉末消火器は

ヤマトが

開発しました！



ヤマト消火器株式会社

大阪・東京・福岡・北九州・尾道・名古屋・静岡・仙台・札幌・広島・富山

## 質 疑 応 答 欄

## 危 险 物 施 設 の 名 儀 変 更 届 は

〔質問〕 危険物給油所等の施設の名儀が変わったときはどのような手続きがいりますか。名称変更届出様式が規則様式欄にみあたりませんが。

〔回答〕 一概に名儀変更といいましても、その内容によっては手続き方法が異ります。

譲渡、引渡しがあったときは、譲渡、引渡しをうけた者は規則様式第6によって、遅滞なく市町村長等に届出なければならない。

法律的に、譲渡とは債権契約（贈与、売買等）により所有権の移転することを、引渡しとは賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、およそ物の事実上の支配の移転することをいいます。

譲渡、引渡以外の名儀変更の場合、例えば、支店長が人事異動で転任したような場合、は市町村で定める様式により、設置者の名称変更届を市町村長に届出すればよい。

なお、移動タンク貯蔵所（タンクローリー）については、譲渡引渡に伴い通常常置場も変更しますので、変更許可申請もしなければならないことに留意していただきたい。

## 高級アルコールは危険物か

〔質問〕 界面活性剤や化粧品等に用いられる高級アルコールのデシルアルコール、セチルアルコール、テトラデシルアルコールなどは常温で固体ですが、危険物に該当しますか。

〔回答〕 消防法でアルコール類に該当するものは、炭素数1~5までの1価のアルコールとこれらの混合物であるフーゼル油等の一部指定されたものだけで、その他常温で液状のものは、引火点によって石油類として取りあつかわれます。

御質問の常温で液状でない高級アルコールは危険物には該当しません。

ただし、可燃性蒸気発生温度、燃焼熱量、融点等により、準危険物に該当するものが多いようです。

ドデシルアルコール、テトラデシルアルコール、セチルアルコールは、いずれも融点が100°C以下、引火点200°C以上、燃焼熱量8,000cal/g以上で、準危険物第4類第2種引火物に該当します。

## 油分離装置の機能と排水中の含油率

〔質問〕 紙油取扱所や屋外の危険物施設には油分離装置を設けるよう規定されていますが、油分離装置はどのような機構をもつものか、又必要数等教えて下さい。それから分離装置を通じた水でも、水面上にキラキラ油が浮いているのを見かけますが、この程度は許されるのでしょうか。

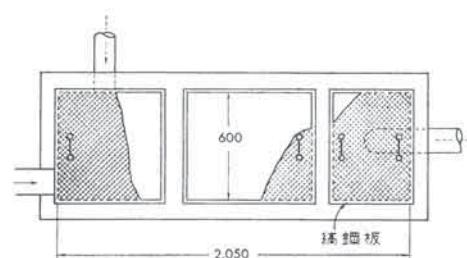
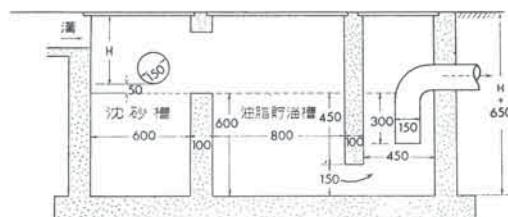
〔回答〕 油分離装置は消防法に基く危険物規制の政令で定められているとともに、下水道法及び同法施行令により、公共下水道への排水中の有害物の許容量並びに除害施設の設置を定めています。

油分離装置の機構は油分の比重等により異りますが、紙油取扱所等のように比重の小さい石油製品を取扱う施設のものは次図に示す3槽式が一般に用いられています。その大きさ、設置数は施設の規模、内容で異りますが、土木局と話合いで敷地面積60m<sup>2</sup>程度の給油所では、次図寸法の分離槽が標準とされています。勿論、含油許容量以下の分離能力が要求されるので、広さ、勾配、作業状況等、ケースケースにより大きさ、数は決められ、一概にはいえません。

排水中の許容油脂類含有量は下水道法施行令第9条で、1ℓにつき300mg未満とされていますから、完全分離が望ましいが、この許容量内の油分であれば止むを得ないでしょう。

なお分離槽はいくらりっぱなものをつくっても、滞油のくみ取りを怠ったり、土砂の掃除をしないとその機能が発揮されず、油も一緒に排水されることになるので、とくにその管理面に注意すべきである。

油 分 離 装 置 標 準 図



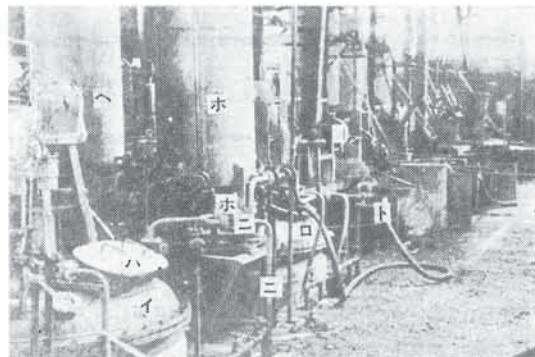
## ナフトール染料製造中

## 爆発、1名死亡

8月28日午前10時30分頃、大東市D化学工場で作業中、突然爆発事故が起り作業員が1名死亡、設備建築物の一部を焼いた。

ナフトール染料製造工程中で、オルソアニシンをアセチル化し、硝酸で硝化する第2硝化釜での事故、担当者が死亡したので明確なことは判らないが、オルソアニシンを仕込み中の事故から、硝化作業中の1号硝化釜と連繋している配管のバルブ操作を誤り、オルソアニシンに直に硝酸が混入され、急激な酸化反応を起し爆発的に燃焼したものと推定されている。

実験結果 硝酸中にオルソアニシンを混合すると、急激な反応が起り激しく燃焼する。又、残存原料を分析結果、爆発因子となるような不純分は析出されていない。



(爆発現場) イ、硝化1号釜  
ロ、硝化2号釜  
ハ、仕込口  
ニ、硝酸点滴パイプ  
ホ、硝酸タンクとバルブ  
ヘ、原料タンク  
ト、水洗用ホース

**大 阪 市** 西淀川署新築 西淀川消防署ではかねて工事中の庁舎がこのほど完成9月7日開庁した。庁舎は鉄筋コンクリート造り3階建、26m望楼、待機室、訓授室、実験室等近代設備が完備されたスマートなものである。



取扱主任者の研修 大阪市消防局、大阪市危険物品協会では第2次危険物取扱主任者研修会を計画している。

実施期間は10月下旬ないし11月上旬で、対象者は昭和36年度免状取得者で、現に危険物取扱主任者として選任されている者で、約1,800名が予定されている。

なお前回に申込んで受講できなかった人は今回の研修を受けるよう望んでいる。

人事異動 消防局では8月28日付人事異動を発令した。この異動で、局指導課安全係秋田氏が司令補に昇任、天王寺署安全係主任へ、天王寺署八幡氏は局予防課へ、又秋田氏後任には西成より岡本土長が転任した。

司令以上は次のとおり。

▷生野署副署長 中尾浩（西） ▷城東署副署長 栄明（阿倍野） ▷西署 司令 熊野昭一（局予防課） ▷阿倍野署 司令 片桐由夫（東成）

**東大阪市** 中危険物取扱事業所部会発足 中防火協力会を母体とし、危険物施設のある事業所を以て危険物部会を結成、取扱主任者の研修施設の安全管理等危険物施設の防火管理を徹底することになり、9月14日発会式を行った。部会員89事業所。

部会長には三光ミシンKK島崎文夫氏、副会長に長栄館耐火工業KK長谷川市郎氏、大日精化工業KK富永勝一氏が選出された。ちなみに、中防火協力会の会長は丸松KK外海忠吉氏、副会長は山野電機製造KK山野一郎氏である。

## 編集後記



▷長かった夏のシーズンも終りホットした矢先き、又台風の襲来とか。憂いなき万全の備えを。

▷暑さのせいか、プロパンガスローリーの交通事故がやたらと多い。4日未明も堺市26号線で転覆事故。あわや西宮の二の前かという寸前で大事に至らなかったが、その蔭には、堺消防署の警備車が附近にあって転覆車のコック確認、燃料油の漏出防止附近住民、通行者の火気禁止等、適切な処置があったればこそ。

▷このような事故に対処するごとに、LPG災害予防の所管は消防にあるのが当然と思われる。ようやくしてLPG貯蔵取扱いの届出制に法改正。なにか後手後手にまわっているようだ。